

第31回介護給付費分科会提出資料

新規サービス等の報酬体系に関する議論等の整理（案）

I 介護予防サービス	-----	1
II 地域密着型サービス	-----	12
III ケアマネジメント	-----	22

※ 以下の内容は、これまでの給付費分科会における議論、介護予防 WT 中間報告、事務局提出資料等を基にまとめたものであり、今後、給付費分科会の審議等を踏まえ、変更があり得る。

I 介護予防サービス

〈基本的な視点〉

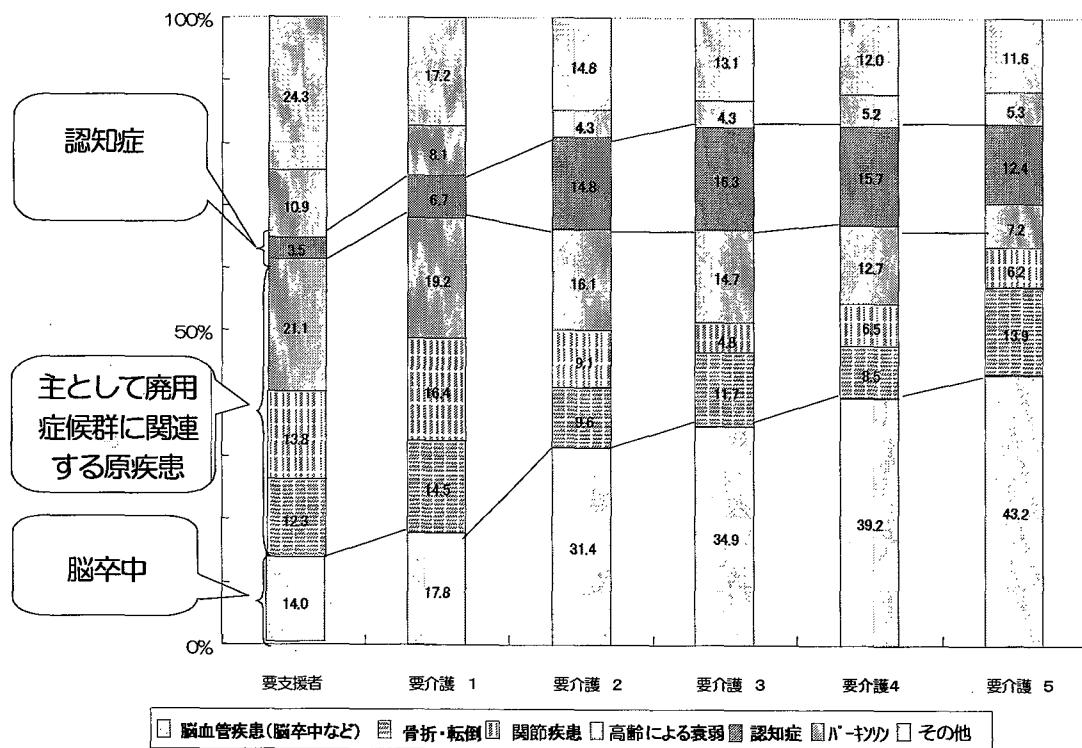
これまでの主な議論等

- 新予防給付のサービス提供に当たっては、日常生活上の基本動作がほぼ自立しており、状態の維持・改善可能性の高い者を対象とするものであることから「本人のできることはできる限り本人が行う」ことが重要であると考えられる。
- また、介護予防サービスの提供に当たっては、明確な目標設定を行い、一定期間後には所期の目標が達成されたかどうかを評価する「目標志向型」のサービス提供が必要であると考えられる。
- さらに、介護予防サービスにおいては利用者本人の日常生活における意欲の向上を目指すことが必要であると考えられる。
- 廃用症候群予防・改善の観点から、日常生活の活発化、社会と関わる機会の向上により資する「通所系サービス」を積極的に位置付けることが重要であるとの意見があった。
- 効果的で質の高い介護予防サービスを継続的に担保していくために、介護予防の観点から実効性のある基準策定が必要であると考えられる。また、効率化、コスト意識という視点も重要なとの意見もあった。
- 介護予防という新しい考え方を取り入れたので、成功例、失敗例を含めた事例を集積する仕組みを作つておくべきであるとの意見があった。

〈軽度者の状態像の特性〉

状態区分	典型的な状態像
要支援	<ul style="list-style-type: none"> ○食事・着替え → ほぼ自立 ○入浴・歩行 → ほぼ自立 ○起き上がり・立ち上がり・片足での立位 → 一部介助が必要 〔つかまれば可能」「支えが必要〕 ○電話・服薬管理・金銭管理 → ほぼ自立
要介護 1	<ul style="list-style-type: none"> ○食事・着替え → ほぼ自立 ○入浴・歩行 → 一部介助が必要 ○起き上がり・立ち上がり・片足での立位 → 一部介助が必要 〔つかまれば可能」「支えが必要〕 ○電話・服薬管理・金銭管理 → 一部介助が必要

〈要介護度別の介護が必要となった原因の割合 (%)〉



(出典: 厚生労働省「国民生活基礎調査」平成13年)

—厚生労働省老健局老人保健課において特別集計—

<調査対象者: 4534人>

〈各サービスの報酬見直しの考え方〉

1. 通所系サービス（介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション）

〈報酬設定の考え方〉

これまでの主な議論等

（1）通所系サービスの報酬体系について

- 通所系サービスについては、日常生活上の支援などの「共通的サービス」と、運動器の機能向上や栄養改善などの「選択的サービス」に分け、それぞれについて月単位の定額報酬とすることが適当と考えられる。
- その際、定額であるために過少なサービス提供とならないよう配慮が必要であると考えられる。
- 共通的サービスについては、要支援1と要支援2で利用者の状態が異なることから報酬水準を変えることが適当との意見があった。
- 選択的サービスの介護報酬上の評価については、運動器の機能向上などの「新たなメニュー」と、これまで通所介護で主として行われてきた「アクティビティ等」とのいずれかで評価することとし、新たなメニューは単独又は組み合わせで評価することが考えられる。また、選択的サービスの内容は、共通的サービスの内容と比較して、一定の専門性も必要であることから、加算という形がなじむとの意見があった。
- 現行の送迎加算、入浴加算については「共通的サービス」部分に包括化することが考えられる。これについては、包括化することが、送迎等の利用の在り方に影響を及ぼすのではないかとの意見があった。

（2）目標の達成度に応じた介護報酬の設定について

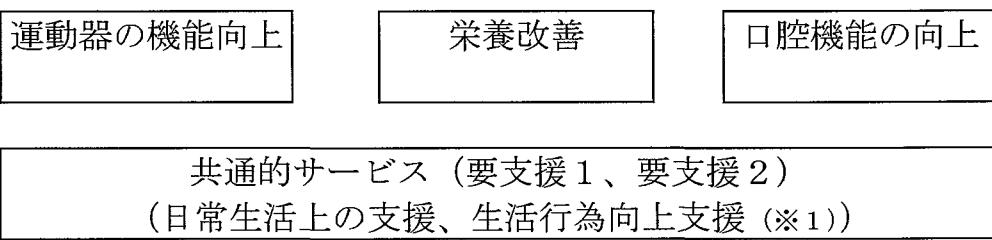
- 目標の達成度に応じた介護報酬の設定についても導入の方向で検討していくことが適当と考えられる。その際、事業者全体の質を評価するという観点から、事業所単位の評価としていくことが考えられる。
- また、「成功報酬」という表現は個々人に着目した評価であり、事業所単位の評価とするのであれば、こうした表現は使うべきではないとの意見があった。
- 事業所の評価に当たっては、客観的かつ数量化できる指標を用いることが必要であると考えられる。また、大数の法則が働かない小規模事業所については、こうした評価はなじまないのではないかとの意見があった。

(3) その他

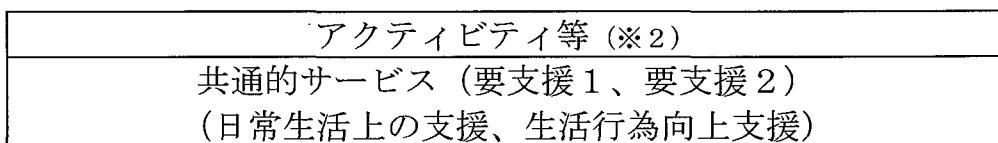
- 口腔機能の向上については、通所事業所と歯科医療機関との連携をどう図つていくかが課題であるとの意見があった。
- 栄養改善及び口腔機能の向上については、中重度者に対する介護給付のサービスにおいても重要な要素であると考えられる。

〈介護予防通所介護〉

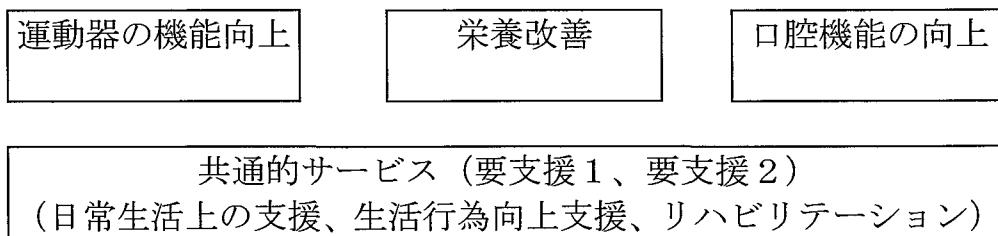
○運動器の機能向上、栄養改善又は口腔機能の向上を選択する場合



○運動器の機能向上、栄養改善又は口腔機能の向上を選択しない場合



〈介護予防通所リハビリテーション〉



※1：生活行為向上支援（仮称）

各生活行為について、利用者が本来持っている能力を引き出し、在宅生活で実際にその能力が活かされるよう、身体的・精神的な支援を行うサービス。介護予防リハビリテーションにおいては、生活行為向上支援に併せてリハビリテーションを一体的に行う。

※2：アクティビティ等

現行の通所介護で提供されている主として集団活動に関するメニューのうち、介護予防に資するもの。

〈基準設定の考え方〉

【これまでの主な議論等】

(1) 通所系サービスの人員、設備及び運営基準について

- 介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションの人員、設備及び運営基準については、現行の「通所介護」、「通所リハビリテーション」の人員・設備基準と基本的には同じものとすることが考えられる。
- 介護給付の「通所介護」、「通所リハビリテーション」の事業者を兼ねる場合が大半であると考えられるため、人員・設備については、兼任や併用を認めるなど、現行より過剰とならないよう配慮することが必要であると考えられる。
- 選択的サービスのうち、新たに導入される3メニューについては、それぞれのメニューごとに必要な基準を追加することが考えられる。（具体案については別添（P 25）参照。）
- 3つのメニューの一部を提供する場合についても指定を受けられるようにすることが考えられる。

(2) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について

- 今回の介護保険法改正により、介護予防の観点から効果的なサービス提供のプロセス、提供に当たっての安全面の観点から配慮すべき事項等を規定する「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（以下「支援基準」という。）が新たに定められたところであるが、支援基準においては、全ての事業者が最低限満たすべき実施手順等を提示することが必要であると考えられる。

〔支援基準のイメージ〕

〔アセスメント〕

- ・介護予防サービス計画における当該サービスの位置付けを踏まえて、個々の利用者ごとに事前・事後のアセスメントを実施し、サービス提供に際して考慮すべきリスクの有無、健康状態、生活機能（心身機能、活動参加）の状況等を把握すること。

〔計画の作成〕

- ・介護予防サービス計画及び事前のアセスメントに基づき、個々の利用者ごとに実施目標を設定し計画を作成すること。
- ・生活行為向上支援（仮称）の効果的な実施のため、利用者の居宅の環境等を確認すること。
- ・実施計画については、利用者本人に分かりやすく説明し同意を得ること。

〔内容〕

- ・各利用者個別の生活機能の目標を達成させる目標指向的なプログラムを作る。
- ・メニューの内容は、各利用者の健康状態に合った適度なものとすること。

- ・メニューの内容は、国内外の文献等において有効性が確認されている適切なものとすること。
- ・サービスの効果をモニタリングすること。
- ・スタッフの適切な配置、転倒等を予防するための環境整備、参加時の心身の状況に関するチェックの実施、無理のない適度な運動の実施、他の介護予防サービス事業者・その他の保健医療福祉関係者との連携体制の充実、緊急時の体制の確保等に配慮すること。

2. 介護予防訪問介護

〈報酬設定の考え方〉

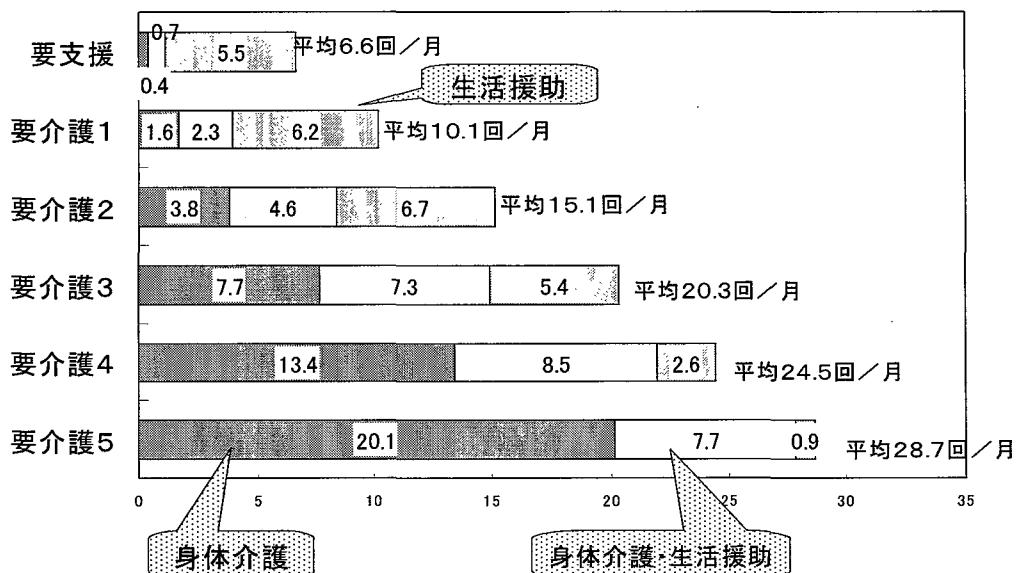
これまでの主な議論等

- 訪問介護の報酬については、現行の時間単位の報酬体系を見直し、月単位の定額報酬とすることが考えられる。その際、利用者の状態やサービス利用の実態等を踏まえ、複数段階での定額化の検討を行うことが考えられる。
- なお、月単位の定額報酬とするに当たっては、軽度者における現在のサービスの利用状況や、定額報酬とすることに伴い想定される利用者の利用形態や事業者の提供形態の変化等も踏まえ検討が必要との意見もあった。
- サービス区分については、現行の「身体介護」と「生活援助」という区分を一本化し、プランの中で柔軟に考えていくことが適当と考えられる。
- なお、「身体介護」と「生活援助」の一本化後は、利用者が単身である、家族が障害や疾病等のため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるという「生活援助」型サービスの趣旨を徹底する形で、制限的に運用すべきであるとの意見があった。
- 「通院等乗降介助」については、現行においても要支援者には認められないことから、介護予防訪問介護においても報酬上の評価は行わないとすることが考えられる。

〈訪問介護（生活援助）の利用状況〉

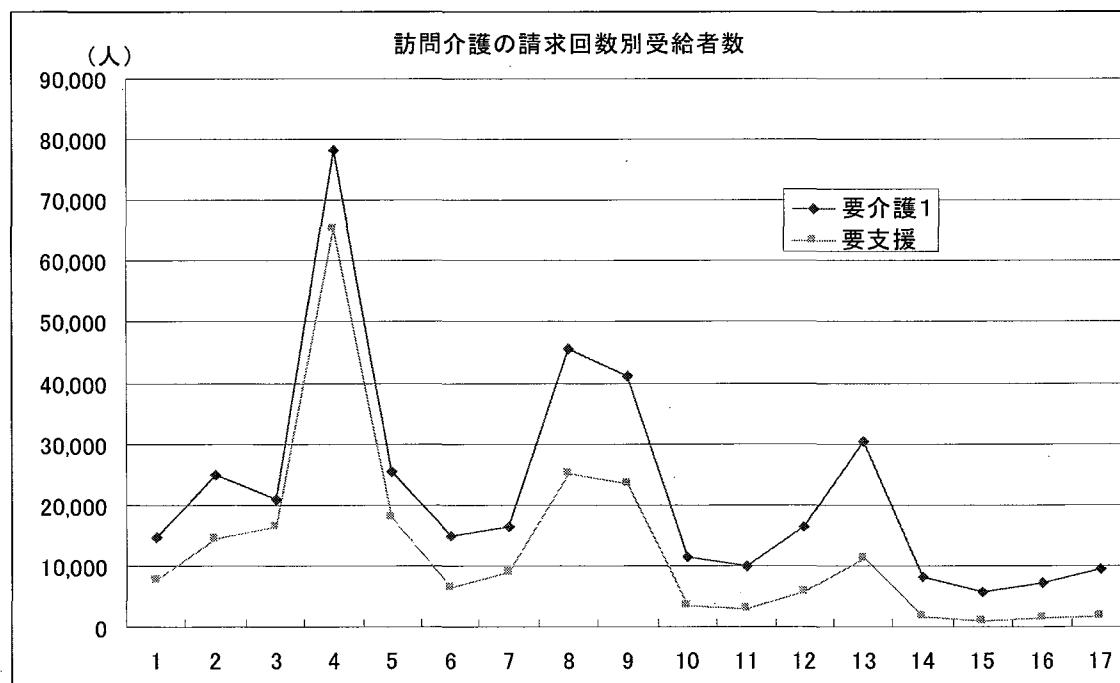
要介護度別 1人当たり平均利用回数

○要介護度別1人当たり平均利用回数(17年4月サービス分)



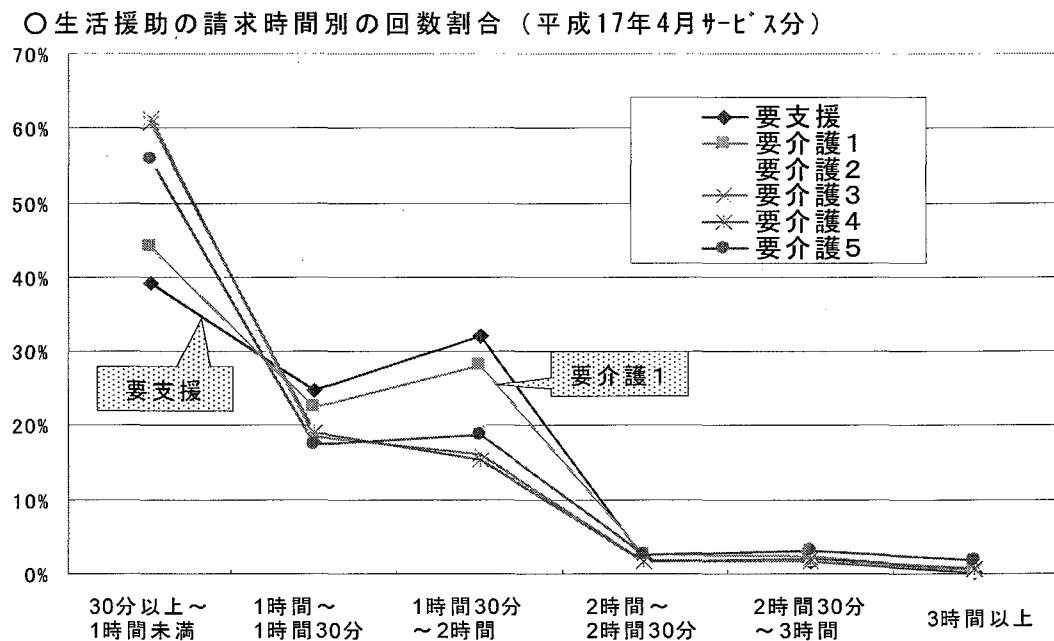
(出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成17年5月審査分))

要支援、要介護1の利用回数



(出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成17年5月審査分))

生活援助の請求時間別の回数割合



(注) 「生活援助」のみの請求データをもとに作成。「身体介護」とあわせて請求しているデータは除く。

(出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成17年5月審査分))

〈要介護認定データ等からみた軽度者の状態像〉

「移乗」

要支援	自立	100%
要介護1	自立	92%
	見守り等	8%

「移動」

要支援	自立	94%
	見守り等	5%
要介護1	自立	74%
	見守り等	22%

(要介護認定モデル事業(第1次)結果)

「移動」

要支援2	自立	86%
	見守り等	13%

〈基準設定の考え方〉

これまでの主な議論等

- 介護予防訪問介護の人員、設備及び運営基準については、現行の「訪問介護」の人員・設備基準と基本的には同じものとすることが適当と考えられる。
- 介護給付の「訪問介護」の事業者を兼ねる場合が大半であると考えられるため、人員・設備については、兼任や併用を認めるなど、現行より過剰となるよう配慮することが必要であると考えられる。